

## 保育所等における使用済み紙おむつの自園処分について

### 1. 概要

令和5年1月に国から、「保育所等において使用済み紙おむつの処分を行うことを推奨する」との通知を受け、本市の公立保育所等において、保護者や保育士の負担軽減及び感染症予防を目的に、令和5年10月から使用済み紙おむつの自園処分を開始した。また、私立認可保育所等における自園処분을促し、保護者の経済的負担や施設の運営費負担の軽減を目的に、使用済み紙おむつの処分費及び保管用ごみ箱の購入費への補助を開始した。

### 2. 事業内容

#### (1) 公立保育所等

使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止し、自園処分を開始した。

※ 保護者の費用負担はなし

#### (2) 私立認可保育所等

##### ア 使用済み紙おむつの処分費補助

対象施設：市内の私立認可保育所等のうち、3歳未満児が利用する施設

補助単価：3歳未満児1人当たり月額100円

##### イ 使用済み紙おむつの保管用ごみ箱の購入費補助

対象施設：新たに自園処分を開始する施設

### 3. 県内及び中核市の状況 ※大分市除く（令和5年9月時点）

#### (1) 県内の状況

公立保育所等の自園処分実施状況 10市町村／12市町村

私立認可保育所等への処分費補助実施状況 0市町村／15市町村

#### (2) 中核市の状況

公立保育所等の自園処分実施状況 36市／46市

私立認可保育所等への処分費補助実施状況 13市／48市

### 4. 申請状況（令和5年12月時点）

#### (1) 使用済み紙おむつの処分費補助

111施設／139施設

※ 補助事業開始により、9施設が新たに自園処分開始。（令和6年度から開始予定の2施設含む。）

#### (2) 使用済み紙おむつの保管用ごみ箱の購入費補助

8施設／22施設

【担当課：子ども入園課】